



## 冷たくて気持ちいい！！

7月9日、市内公立保育所でプール開きが行われ、子どもたちは暑い夏を楽しんでいました。

### 主な内容

- ◆ご存知ですか？マイナンバー制度 (P2～3)
- ◆おめでとう赤ちゃんセット配布事業のお知らせ (P3)
- ◆あなたの想いをかたちに 茂原市ふるさと納税 (P4)
- ◆臨時福祉給付金を支給します (P6)

今月の日曜開庁	8月23日㊤	8時30分～17時15分	市民課(2階) ☎(20)1502 市民税課(2階) ☎(20)1577 収税課(2階) ☎(20)1578 本納支所 ☎(34)2111
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	市民課(2階) ☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、くわしくはお問い合わせください。

【人口と世帯数】平成27年7月1日現在  
(うち外国人住民)

- 総人口 91,495人(1,055人)
- 男 45,071人(313人)
- 女 46,424人(742人)
- 世帯数 39,277世帯

※外国人住民の世帯を含む

【6月中の動き】※外国人住民を含む

- 転入 212人 ●転出 201人
- 出生 43人 ●死亡 70人



# 「マイナンバー制度」

## 「マイナンバー」が通知されます、

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されました。平成27年10月に「マイナンバー（個人番号）」が通知され、平成28年1月から社会保障などの行政手続で利用が始まります。

### 「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）」とは

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、「マイナンバー」に社会保障関係や税情報結び付け、同一人の情報であることの確認を容易にすることにより、行政の効率化を図るとともに、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的とした制度です。

マイナンバー制度の導入により、各種申請時に必要な所得証明書などの添付書類が不要になるなど行政手続が簡素化され、市民の負担が軽減されます。

また、所得状況や年金の受給状況などの情報が把握しやすくなるため、本当に困っている人へのきめ細かな支援の

実施が可能になります。

### 「マイナンバー制度の仕組み」

「マイナンバー」は、住民票を有する全ての人に12桁の番号が付番されます。付番された番号をもとに行政機関や地方公共団体などの複数の機関において、同じ人の情報を結び付けるとともに、ネットワークを介して、相互に情報の利用を行います。

また、法人等にも13桁の「法人番号」が付番されます。

### 「マイナンバーの利用範囲」

平成28年1月から、社会保障や税などの行政手続に「マイナンバー」が必要になります。「マイナンバー」は社会保障や税などの分野における、法律や自治体の条例で定めら

れた行政手続でしか利用することはできません。

また、税や社会保障の手続

マイナンバーは、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

#### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

#### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



#### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

においては、事業主などが個人に代わって手続を行うこととされている場合もあります。このため、勤務先などにもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

### 「個人情報保護」

マイナンバー制度が導入されても、個人情報はいままでと同じように各行政機関が保有し、必要と認められる場合に限り、情報の照会・提供

を行う分散管理と呼ばれる方法で管理されますので、個人情報特定の機関に集約されることはありません。

また、行政機関や地方公共団体を監視・監督する第三者機関の設置、「マイナンバー」を利用する事務ごとにプライバシーへの影響評価の義務付け、罰則の強化などの保護措置が実施されます。

### 「今後のスケジュール」

平成27年10月から、皆さんへ「マイナンバー」を通知するための『通知カード』が住民票に登録された住所へ簡易書留にて郵送されます。

平成28年1月からは、社会保障や税などの行政手続で「マイナンバー」の利用が開始される予定です。また、「個人番号カード」の交付が開始されます。

平成29年1月からは国の機関の間で、7月からは国と地方公共団体、地方公共団体の機関の間で情報の照会・提供ができるようになります。これにより、今まで手続に必要なだった書類の添付が不要になります。

## 【通知カード】

『通知カード』には、本人の氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載されています。この『通知カード』は、全ての方に送られますが、顔写真が入っていないので、市役所の窓口などでの本人確認には、別途顔写真が入った証明書などが必要となります。

## ※通知カードイメージ

個人番号	〇〇〇……〇〇〇
生年月日	〇年〇月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県〇市□町1-1-1

## 【個人番号カード】

平成28年1月以降には、申請により『個人番号カード』が交付されます。『個人番号カード』は身分証明書としての利用や、「マイナンバー」を確認する場などで利用されます。『個人番号カード』の申請書は、『通知カード』と併せて送付される予定です。また、現在『住民基本台帳カード』を使って利用しているe-Tax等にも引き続き使うことができます。

## ※個人番号カードイメージ



表面



裏面

『個人番号カード』と個人番号カードに搭載されるICチップには、本人の氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー・顔写真などが記録されます。なお、『個人番号カード』には、プライバシー性の高い個人情報記録されません。

現在の『住民基本台帳カード』は有効期限まで利用可能ですが、『個人番号カード』発行時には『住民基本台帳カード』は回収となり、両方の所有はできません。『マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）』の詳細はこちらへ

●内閣官房「社会保障・税番号制度」  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

お問い合わせセンター  
0570(20)0178 (全国共通ナビダイヤル)

お問い合わせは、番号通知・個人番号カードについて

市民課 (2階)  
01502、01600へ。  
その他マイナンバー全般について

総務課 (4階)  
01519、01602へ。

## おめでとう 赤ちゃんセット配布事業のお知らせ

### 子育て応援チケットとモバリングッズをプレゼント！

市では、新生児の保護者の経済的負担の軽減と、子育て支援を図ることを目的として、赤ちゃんが生まれた保護者に「子育て応援チケットとモバリングッズ」を無償で配布します。

#### 【対象】

平成27年4月1日以降に出生した新生児  
(該当になる方にはお知らせします)。

#### 【配布物】

- ①子育て応援チケット
  - ・第1子、第2子=5千円分
  - ・第3子以降=1万円分 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある養育されている児童のうち、3番目以降の子に限る)。
- ※チケットは、ステッカーのある取扱店舗で使用できます。有効期限は配布した日の属する月の翌月から6か月間です。
- ②モバリングッズ (エコバック、タオル、コップ)

#### 【配布方法・場所】

お子さまの出生届の届出をした際に、市民課窓口および本納支所窓口において配布します。

#### 【市内事業者のみなさまへ】

市では、事業で発行するチケットの取扱いについて、ご協力いただける店舗を募集しています。



お問い合わせは、子育て支援課 (2階)  
01573、01610へ。



あなたの想いをかたちに

# 茂原市ふるさと納税

～ふるさと茂原を応援してください～

ふるさと納税とは「ふるさとを応援したい！」というあなたの想いをかたちにする制度です。

自治体に対して寄附をする  
と、寄附金額のうち2千円を  
超える部分について、一定額  
を限度として、個人住民税・  
所得税の控除が受けられます。

## ■寄附の手続き

### ①【寄附申込書の提出】

寄附申込書を市公式ウェブ  
サイトからダウンロードし、  
茂原市役所までご提出くださ  
い。ダウンロードができない  
場合は、お問い合わせいただ  
ければ郵送します。

提出方法は、直接持参・郵  
送・FAX・電子メール、い  
ずれでも結構です。

※ワンストップ特例（下記参  
照）を利用される場合は、  
申告特例申請書もご提出く  
ださい。（ダウンロード可）

### ②【寄附金の納入】

お支払いは、  
①市指定の納入通知書、②  
現金書留、③窓口持参の3つ  
の方法でご寄附いただけます。

### ■ふるさと納税ワンストップ 特例制度について

平成27年4月1日以降の寄  
附について、以下の条件をい  
ずれも満たす方は、申出によ  
り確定申告をしなくても税控  
除が受けられるようになります。  
①給与所得のみの方など、確  
定申告が不要な方

②ふるさと納税をする自治体  
が5団体以内の方  
③制度の利用を希望される方  
は、申込書にその旨をご記入  
ください。

条件を満たしていても特例  
が受けられなくなる場合もあ  
りますので、詳しくは財政課  
までお問い合わせください。

## ■寄附金の使いみち

①子どもの教育のため  
②海外の方との友好を深める  
ため  
③子どもたちの使う建物をき  
れいに保ち、使いやすくす  
るため

④優れた美術品や歴史の資料  
を集めるため  
⑤子育て支援のため  
⑥市民の健康を守るため  
⑦高齢者や障害がある方など  
の暮らしを支援するため

⑧高校などの学費を貸付け、  
社会に貢献する人を育てる  
ため  
⑨清潔で住みよいまちづくり  
のため

⑩みんなで使う建物をきれい  
に保ち、使いやすくするため  
⑪公園整備のため  
⑫花いっぱいのもちづくりの  
ため

⑬人・もの・情報の集まる活  
気あるまちづくりのため  
⑭農業を応援するため  
⑮市の事業全般

詳細は、茂原市ふるさと納  
税ウェブページをご覧ください。  
<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000001304.html>

## ■1万円以上寄附された方に、茂原の特産品をプレゼント！！

※寄附金の入金が確認できた月の翌月末までにお贈りします。



- ①茂原農産物直売所 旬の里ねぎぼうず  
季節の野菜セット
- ②コシヒカリ5kg
- ③バラの花束
- ④本納いちご（12月～2月限定）
- ⑤七夕の郷 茂原謹製（茂原銘菓詰合せ）
- ⑥茂原市のマスコットキャラクター  
モバリんグッズ詰合せ

◎寄附の申し込みについてのお問い合わせ

財政課（4階） ☎(20)1517、FAX(20)1603 ✉zaisei@city.mobara.chiba.jp  
〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

◎寄附金の税額控除や確定申告等についてのお問い合わせ

市民税課（2階） ☎(20)1577、FAX(20)1609 ✉siminzei@city.mobara.chiba.jp



# 「市民ふれあいミーティング」 参加団体・グループを募集します！！

市民の皆さんに、市政をより身近なものに感じていただくため、今年も「市民ふれあいミーティング」を行います。これからの茂原市について、市長と直接、意見交換をしてみませんか？

## ◆開催期間

10月から平成28年3月（随時受付。議会開催月（12月・3月）は除く）

※開催日時については、協議の上、決定します。

## ◆対 象

市内在住・在勤・在学の団体、グループで、出席者数が5人以上10人程度。

※宗教および政治上の目的を有する団体、公序良俗に反する団体は除く。

## ◆テ ー マ

市政に関することの中から申込団体、グループが設定。※一方的な苦情や要望等は、ご遠慮ください。

## ◆場 所 市長応接室

## ◆申込方法

開催希望日の1カ月前までに、電話または窓口で参加者の住所、氏名、電話番号、市長と話し合いたいテーマを申し出てください（後日、指定の様式により発言要旨を秘書広報課に提出していただきます。応募者多数の場合、抽選）。

## ◆そ の 他

市長のスケジュールにより、ご希望の日程に沿えないことがあります。

お申し込み・お問い合わせは、秘書広報課（3階）

☎(20)1512、☎(20)1601へ。

# 市長が行く

## 耕作放棄地について

No.72

茂原市長 田中豊彦



私が県議会議員だった約12年前から、日本の農業はあと10年もすると後継者がいなくなり、耕作放棄地が増加すると言われていました。

昨年、国は農地中間管理機構を立ち上げて、耕作放棄地を解消しつつ、農地を集約し、企業や個人の希望者に貸し付けるという新たな試みを始めました。

ところが、ふたを開けてみると、千葉県について言えば、借りたという企業、個人の耕作面積が約3900ヘクタールあるのに対し、貸したという農家の申し出農地は、70ヘクタールほどのごくわずかな面積に留まってしまいました。

これにはさすがに驚かされましたが、その原因の一つとして考えられることは、この農地中間管理機構の指定を受けた千葉県芸協会が、直接農家へ出向いて強く働きかけ

を行わなかったことが考えられます。

一方において、しっかりとした具体案を示さなければ、先祖から引き継いだ大切な土地を長期間にわたり他人に託すことは、農家の人にとって不安だったということも推測されます。

また、それとは別に、法律上の制約も存在します。これは、借りた人にとつての制約ですが、農業を始める場合、50アール以上の農地を耕作することが法律で義務付けられています。定年退職して新たに農業を始めた人がたくさんいたとしても、これが足かせとなってしまう。食糧自給率が40%を切ってしまうている我が国において、この耕作放棄地の問題は、国を挙げて早急に取り組むべきことです。

ここへきて、日本各地で民間レベルでの農業への参入の

動きが少しずつ出てきています。

たとえば山梨県北杜市では、市が仲介して、大手スーパーが耕作放棄地の集約をはかり、自社のスーパーで販売するトマト等の生産に着手しています。これが実現したのは、末端行政と企業との協力によるところが大きいと考えられます。

同様なことをこの茂原市でも検討していきたいところです。





# 臨時

## 福祉給付金を

### 支給します

消費税率引上げにより、所得が低い方の負担を緩和するため、臨時的な措置として給付金を支給します。

#### ◆支給対象者

平成27年1月1日時点で茂原市に住民登録されている方（外国人の方を含む）で、市・

県民税が課税されていない方。市・県民税が課税されている方に扶養されている場合や、生活保護の受給者である場合などは除く。

◆支給額  
1人につき6000円

◆申請書  
8月下旬に支給対象者になると思われる方へ郵送します。

◆申請受付期間  
9月1日④～12月1日④

※期間を過ぎると給付金は受け取れません。お早めの申請をお願いします。

（必着）

○本納支所  
受付時間 平日9時～17時  
（土日・休日を除く）

※9月27日④は9時～17時まで

#### ◆給付金の受取方法

口座振込による受取（原則）

※金融機関の口座がない方は、現金による受け取りができません。

#### ◆申請方法

##### ①郵送による申請

申請書に記入の上、対象者全員分の本人確認書類の写しおよび通帳またはキャッシュカードの写しを同封し、返信用封筒でご返送ください。

※本人確認書類の例 写真付の住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証等

##### ②窓口による申請

申請書、本人確認書類、通帳またはキャッシュカード、印鑑をお持ちください。

#### ◆申請場所・受付時間

○茂原市役所（本庁）臨時福祉給付金事務室（5階）  
受付時間 平日9時～17時  
（土日・休日を除く）

※9月5日④、12日④、19日④、27日④は9時～17時まで受付可。

#### ○本納支所

受付時間 平日9時～17時  
（土日・休日を除く）  
※9月27日④は9時～17時まで

で受け付けます。

給付金に関するお問い合わせは、臨時福祉給付金事務室（5階）

☎(23)2156、FAX(20)1605  
（土日・休日を除く9時～17時）

制度に関するお問い合わせは、厚生労働省給付金に関する専用ダイヤル（9時～18時）

☎0570(037)192へ。

※振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。

## 新しい 農業委員が決定

任期満了（8月2日）に伴う茂原市農業委員会委員一般選挙が7月5日④に告示されました。

第1選挙区（旧茂原市の区域 定数13人）、第2選挙区（旧本納町の区域 定数7人）とも立候補者が定数を超えたため無投票により、新しい農業委員20人が決まりました。

本市の農業委員会の組織は、27人の委員で構成されています。内訳は、公選による委員が20人、議会の推薦による学識経験者が4人、農業協同組

### 「もばら生活ガイドブック」2015年版を発行します

市の行政情報や公共施設、医療機関等の情報をまとめた「もばら生活ガイドブック」を、市と㈱ゼンリンが協働で発行します。配布は12月頃を予定しており、市内全世帯に順次無料で配布します。

本ガイドブックは、市と同社の官民協働事業により作成されるもので、発行・配布に要する費用は、市の予算をかけずにすべて広告掲載料でまかなわれます。

◆「もばら生活ガイドブック」に掲載する広告を募集します！

㈱ゼンリンの社員が企業、事業所、商店などを訪問し、広告掲載を募集します。ガイドブックの内容は秘書広報課に、広告掲載については㈱ゼンリンにお問い合わせください。

お問い合わせは、秘書広報課（3階）  
☎(20)1512、FAX(20)1601へ。  
㈱ゼンリン ☎043(261)0043へ。

- 合からの推薦が1人、農業共済組合からの推薦が1人、土地改良区からの推薦が1人となつていきます。推薦による委員は9月1日号でお知らせします。当選人は次のとおりです（敬称略）。
- |            |           |
|------------|-----------|
| 第1選挙区（13名） | 第2選挙区（7名） |
| ・丸島正昭      | ・石井利明     |
| ・井上幹男      | ・高橋英二     |
| ・蕨直邦       | ・北田幸茂     |
| ・高山多聞      | ・鈴木幸雄     |
| ・風戸茂樹      | ・秋葉仁喜     |
| ・光橋正人      | ・古山光雄     |
| ・湯浅公夫      |           |
| ・麻生重和      |           |
|            | ・大塚優      |
|            | ・渡辺滋樹     |
|            | ・鵜澤和行     |
|            | ・加藤古志郎    |
|            | ・鬼島一郎     |
- お問い合わせは、選挙管理委員会（6階）  
☎(20)1529、FAX(20)1604へ。



## 固定資産(土地)の 現況を調査します

固定資産(土地)の地目については、登記の地目にかかわらずなく、その年の1月1日の現況により認定し、その評価については、総務省が定める固定資産評価基準に基づく茂原市固定資産(土地)評価事務取扱要領によって行います。

### ◆調査対象

主に土地の分筆、合筆、地目変更および現況の利用状況の変更(家屋の新築・滅失等)があった土地。

※なお、調査職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

### ◆地目認定の例

登記の地目と現況の地目が一致していない場合には、現況の地目によって認定を行います。例えば、登記地目が農地、山林または雑種地等で、住宅が建っている場合は宅地として認定します。また、認定の単位は原則として一筆ごととし、その土地全体の状況を観察して認定します。



## 固定資産税(新築家屋)を 軽減します

平成28年3月31日までに家屋を新築された方で、次の要件をすべて満たしている場合に、一定の期間について固定資産税を軽減します。

### ◆対象要件

①専用住宅もしくは居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅であること。

②居住部分の床面積が、一戸につき50㎡以上280㎡以下であること(共同住宅の場合は、1区画につき40㎡以上280㎡以下)。

③玄関、台所、トイレ、居室

等があり、居室の要件を備えていること。

### ◆軽減率

新築家屋にかかる固定資産税額を2分の1に減額

※ただし、軽減の対象は居住部分について一戸あたり床面積120㎡までとなります。

### ◆軽減の期間

・一般の住宅⇨新築後3年度分  
・3階建以上の中高層耐火住宅等⇨新築後5年度分

※長期優良住宅の認定を受けて新築された方は、右記の軽減期間がさらに2年度延長されます。軽減を受ける場合は、固定資産税減額申告書および長期優良住宅認定通知書の写しを提出してください。

### ◆その他

一定の要件を備えた改修工事(住宅耐震改修に伴う工事、バリアフリー改修工事、住宅の省エネ改修工事)を行った場合にも固定資産税の軽減を受けられる場合があります。

お問い合わせは、  
資産税課(2階)

☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

## 障害者(児)の方の 各種手当があります

在宅の障害者(児)の方に対して、左記の各種手当があります。お問い合わせください。

なお申請については各種手当の診断書等が必要な場合があります。  
お問い合わせは、  
障害福祉課(2階)  
☎(20)1666、FAX(20)1610へ。

手当の名称	障害の程度	所得制限	年齢要件	その他要件	手当月額
特別児童扶養手当	・身体障害者手帳1～3級程度、または療育手帳A～B1程度。 ・日常生活で常に介助、介護を必要とする精神障害の方。	有	20歳未満	施設入所者は不可	1級 51,100円 2級 34,030円
障害児福祉手当	・身体障害者手帳1～2級、または療育手帳A程度。 ・日常生活において常時特別の介護を必要とする方。	有	20歳未満	施設入所者は不可	14,480円
特別障害者手当	・重度(1～2級)障害が重複している方。 ・療育手帳Aの1、又は同程度の重度精神障害の方。 ・日常生活において常時特別の介護を必要とする方。	有	20歳以上	施設入所者は不可 3ヶ月以上の入院中不可	26,620円

### ◆更新のご案内

すでに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の資格を有する方に、7月31日㊟に所得状況届を送付しましたので届出をお願いします。受付期間は、8月11日㊟～9月10日㊟です。なお、受付期間内に届出がないと、8月以降の手当が受給できなくなる可能性がありますのでご注意ください。



## 監査の結果に

### 対する措置 (その1)

監査の結果に基づき講じた措置について、茂原市長等から次のとおり通知がありました。

【監査の種類】 定期監査

【措置年度】 平成26年度

### ◆行財政改革推進課 (現 経営改革課)

【結果】 次期行財政改革実施計画については、地方分権、少子高齢化による行政需要の増加、市民ニーズの多様ななど社会情勢の変化に対応できるように計画策定に取り組またい。

【措置】 行財政改革大綱の基本理念に基づき、現状を客観的に認識し将来的な視点に立った上で、安定した行財政運営を継続していくための基盤づくりを図るため、平成26年度から28年度までの3年間を計画期間とする茂原市行財政改革大綱第6次実施計画を策定した。

### ◆秘書広報課

【結果】 インターネットによ

る広報事業については、急激な高度情報化社会に対応できるように、動画、SNSなど、ホームページの更なる内容の充実に努められるとともに、Eメールへの回答についても検討されたい。

【措置】 平成27年4月公開を目標に、市公式ウェブサイトの大幅リニューアル作業を進めており、新しい情報発信(SNSなど)を取り入れ、サイト内容の充実を図るための準備を行っている。また、Eメールを頂いた際には、迅速に対応を図るよう努めてまいります。

### ◆職員課

【結果】 女性職員については、将来の管理職登用につながる研修を早い段階から取り入れ自発的意識改革になるよう努められたい。

【措置】 初級・中級職員の意識改革を図るため、特別研修を実施しました。千葉県商工労働部観光企画課長(女性)を講師に招き、「女性が輝く公務職場を目指して」と題した講演を行いました。

### ◆農業委員会事務局

【結果】 耕作放棄地については、食料安定供給のためにも

農地の現況把握、農地基本台帳への地図データの組み込みを進め、再生利用に向けて関係機関と連携を図り取り組まされたい。

【措置】 農地の現況把握は、平成25年11月で市内全農地の現地調査を終了し、平成26年3月をもって調査結果が確定した。農地の現況把握の内、耕作放棄地は24年度に比べ、25年度は13・6haの減となり、総計434・5haとなった。農地基本台帳への地図データの組み込みについては、平成26年6月に完了した。市農政課、県農業事務所等の関係機関と連携を取りながら、再生利用に取り組んでいる。

### ◆農政課

【結果】 国によるコメの生産調整については、今後の国の動向を注視しつつ、関係者への周知を図り経営所得安定につながるよう取り組まされたい。

【措置】 国の米政策である経営所得安定対策について、農家組合長会議や市ホームページ等を通じて周知を行い、加入促進に努めました。

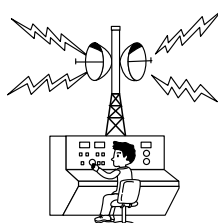
【結果】 青年就農者確保・育

成給付金事業については、担い手育成のため茂原市独自の支援策を設け新規就農者が定着しやすい環境づくりに努められたい。

【措置】 新規就農者の確実な定着を図るため年に2回、県、

## 防災行政無線の 訓練放送の お知らせ

(サイレン音)  
9月1日(火) 10時



農協、市と合同で新規就農者と面談を行い、技術面、販売面等で助言を行うなど支援体制を充実させました。  
お問い合わせは、  
監査委員事務局(9階)  
☎(20)1560、FAX(20)1607へ。

「訓練、訓練、避難勧告発令。これは訓練です。」  
サイレン10秒↓4秒休止↓  
サイレン10秒↓4秒休止↓

「訓練、訓練、避難勧告発令。これは訓練です。」  
以上で訓練放送を終了しました。ご協力ありがとうございました。

### 【サイレンパターンの種類】

#### ① 避難勧告

サイレン10秒↓4秒休止↓

サイレン10秒↓4秒休止

#### ② 避難指示

サイレン15秒↓4秒休止↓

サイレン15秒↓4秒休止

お問い合わせは、

総務課防災対策室(4階)

☎(20)1519、FAX(20)1602へ。

### 【訓練放送内容】

サイレン10秒↓4秒休止↓

サイレン10秒↓4秒休止↓



## 認知症予防教室

(いきいき脳と体の健康教室)

## 参加者・学習サポーター募集!

やさしい計算や簡単な読み書き、軽運動で脳と体を活性化し認知症の予防を行います。健康で、いきいきとした毎日が過ごせるよう、ぜひ参加してみませんか? 認知症に関心がある方もぜひご参加ください。

◆会場 市民体育館

◆教材費 1000円×4ヶ月(毎月集金)

◆その他 説明会(10月22日)

①を市民体育館でグループ①9時30分～10時45分、グループ②10時45分～12時に行います。

◆申込方法 9月30日①まで

に電話でお申し込みください(先着順)。

◆対象 65歳以上の介護認定を受けていない、自力で教室に通うことができる市内在住の方

◆内容 くもん教材の学習30分、軽運動30分

◆期間 10月29日から平成28年2月25日までの毎週木曜日(全16回)

◆定員 40人

グループ① 20人

グループ② 20人

10時5分～11時10分

お問い合わせは、地域包括支援センター(2階) 015833、FAX(26)67888へ。



## 学習サポーター

認知症予防教室の運営をお手伝いしていただける学習サポーターを募集します。

◆対象 市内在住で、認知症予防とボランティアに興味があり受講者の学習支援・仲間づくり支援にご協力いただける方

◆期間 10月29日から平成28年2月25日までの毎週木曜日

◆定員 15人

◆時間 9時15分～11時30分

※活動日については、調整のうえ16回のうち8回～10回程度を予定

◆謝礼 交通費程度(説明会、研修会は対象外です)

◆その他 説明会(10月8日①)、研修会(10月15日①)、参加者説明会(10月22日①)を市民体育館で9時30分～12時に行います。

◆申込方法 9月30日①までに電話でお申し込みください(先着順)。

お問い合わせは、地域包括支援センター(2階) 015833、FAX(26)67888へ。

いっしょにまちづくりを

考えてみませんか

## 都市計画マスタープラン

## 推進市民会議の委員を募集



本年11月から新たに第4次 茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議がスタートします。

今回は、第3次に引き続き景観資源の啓蒙・推進等や都市計画に関する事項の検討を委員の皆さんに取り組んでいただく予定です。

当会議は、学識経験を有する者、市民等および市職員計20名以内の委員で組織します。また、当会議を設置するにあたり、市民等の皆さんから次のとおり委員を募集します。

◆応募資格

茂原市に在住または在勤する18歳以上の方

◆募集人員 7人

(応募多数の場合は選考)

◆任期 3年

◆会議回数 年8回程度

(会議は平日開催の予定)

◆応募方法

所定の用紙に住所、氏名、

年齢、性別、職業等を明記のうえ、応募の動機、まちづくりに関する活動の履歴、まちづくり・景観に対する思い等を記述し、郵送、FAX、メールまたは持参により応募してください。

※応募用紙は都市計画課・本納支所等に用意してあります。また都市計画課ウェブページからもダウンロードできます。

※委員に対する報酬および交通費等の支給はありませんのでご了承ください。

◆募集期間

8月3日①～31日①(郵送の場合は当日消印有効)

お問い合わせは、

都市計画課(8階)

297-8511

茂原市道表1番地

01546、FAX(20)1606へ。

kekikaku@city.mobara.chiba.jp



6/21

## 親子でよ～いドン！

### 第12回ファミリースポーツまつり

茂原市スポーツ推進委員会が中心となり、親子で楽しめるファミリースポーツまつりが市民体育館で開催されました。

今回は、約300人が参加し、パン喰い競争や綱引きなど10種目の競技で熱戦が繰り広げられ、参加した親子は声を掛け合い汗を流していました。



▲親子かるがもレース



▲パン喰い競争

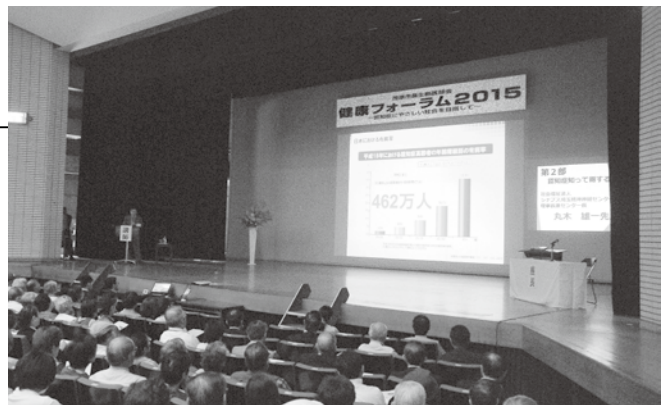
6/6

## 認知症を正しく理解

### 健康フォーラム2015

茂原市長生郡医師会は、「認知症にやさしい社会を目指して」と題し、市民会館で健康フォーラムを開催しました。

講演では、医師会の鈴木秋彦副会長や、埼玉精神神経センターの丸木雄一理事長が認知症について詳しく説明され、参加者は真剣に耳を傾けていました。



▲会場には多くの参加者が集まりました



▲みんなで協力しながらゴールを目指しました

## わたしの街を再発見

### 第12回千葉県ウォークラリー大会茂原会場

6/7

茂原市レクリエーション協会（山口律会長）は、本納小学校を中心に「第12回千葉県ウォークラリー大会茂原会場」を開催しました。当日は快晴に恵まれ、市内外から約400人の家族連れなどが参加。楽しみながら心地よい汗を流しました。

また、「東日本大震災復興チャリティ」で集まった募金2万912円は、市を通じて岩手県釜石市へ届ける予定です。



6/19

## 魅力あふれる茂原を創生

茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

茂原市における地方創生への取り組みを検討するにあたり、専門的見地から幅広くご意見を伺うため、「茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を設置しました。

今後は、10月末までに、本市の特性を活かした「茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していきます。



▲同会議は、産業界・学識経験者・金融機関・住民による委員で構成されています。



▲同協議会は、学識経験者・市議会議員・一般公募による委員で構成されています

## 評価報告書を市長に提出

6/25

茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会

茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会は、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）」にもとづき実施された平成26年度事業についての評価報告書を作成し、田中市長に手渡しました。

この報告書による提言を次年度以降の事業に反映させ、さらなる男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

6/28

## 日頃の成果を発揮！

第34回長生支部消防操法大会

「第34回長生支部消防操法大会」が長南町陸上競技場で開催され、茂原市から6チームが出場しました。梅雨の晴れ間にも恵まれ、団員達は日頃の訓練で培った成果を十分に発揮。ポンプ車操法の部で第1支団第3分団第1部（市内早野・緑町・長清水）が最優秀賞に輝き、7月25日㊤に行われた県大会に出場しました。



▲第1支団第3分団第1部の機敏で正確な放水



▲心に響く大迫力の音色が奏でられました

## 体育館がコンサートホールに!

6/29

名フィルによるオーケストラ公演

市内緑ヶ丘小学校の体育館で「名古屋フィルハーモニー交響楽団」によるオーケストラ公演が行われました。これは文化庁による「文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）」として実施されたものです。会場に集まった児童・保護者・地域住民合わせた約350人は「音の芸術のすばらしさ」を体験することができました。

お知らせ



戦後70年ヒロシマ・ナガサキ  
原爆写真ポスター展を開催

市では、平成2年12月25日に「平和都市宣言」を行い、市民一人ひとりが平和な社会を築き上げ、次代に引き継ぐと努めています。

戦後70年の今年は、原爆写真ポスターの展示とビデオ上映に加え、郷土資料館に収蔵されている戦争当時の資料も併せて展示します。

この原爆写真ポスター展をご覧になり、戦争の悲惨さ、平和の大切さを改めて考えてみませんか。

8月1日(土)～20日(金)9時～17時／会場 美術館・郷土資料館／入場料 無料  
 企画画政策課(4階)  
 ☎(20)1516、FAX(20)1603

自治会等での側溝清掃

市では、自治会等の側溝清掃で集積した土砂の回収を行っています。平成26年度から回収方法が変わり、土砂とゴミ(草・枝・空きビン・空き缶など)は分別回収していま

すので、分別をお願いします。また、側溝蓋脱着機の貸し出しを行っていますので、ご利用される場合は、土砂の回収とあわせてご連絡ください。

国土木管理課(7階)  
 ☎(20)1537、FAX(20)1605

特定保健指導のご案内

特定健康診査を受診した結果、メタボリックシンドロームの改善が必要な方は特定保健指導の対象となります。

ご利用については、市および委託事業者から対象の方へ連絡をしますので、この機会に是非、お申し込みください。

※委託事業者名  
 株式会社千葉薬品  
 固保健センター  
 ☎(25)1725、FAX(25)1865

年金を増やしたい方へ  
付加年金をご存じですか?

国民年金に加入して保険料を納めている方が、将来受ける年金額を増やしたい場合には、付加年金に加入することができま

す。国民年金の定額保険料に月額400円の付加保険料をプ

ラスして納めると、老齢年金に付加年金が上乘せされて支給されます。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。(65歳で受給した場合)

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。申し込み先は、国保年金課または本納支所です。

※国民年金基金に加入されている場合は、付加保険料を納付できません。  
 国保年金課(2階)  
 ☎(20)1503、FAX(20)1600

募 集

平成27年度「市民カレッジ」  
参加者募集(全7回)

①9月14日(月)

「老後のすまいの選択」  
 講師 添田 ミツ江氏 (金融広報アドバイザー)

②10月19日(月)

「徳富蘆花と梅一輪」  
 講師 岸波 宗岳氏 (生涯学習課主査)

③11月16日(月)

「おもてなし」はホスピタリティ!  
 講師 徳江 順一郎氏 (東

洋大学教授)

④12月14日(日)

「若さを保つ健康生活の心得 Part 2」  
 講師 保健センター職員

⑤平成28年1月18日(月)

「身のまわりの放射線と人体への影響」  
 講師 吉田 茂生氏 (東海大学教授)

⑥平成28年2月8日(月)

「安心した老後のために今できることは」  
 講師 山口 光治氏 (淑徳大学教授)

⑦平成28年3月22日(火)

「郷土の戦国武将と上総七里法華」  
 講師 小川 力也氏 (茂原市文化財審議会委員)

【全7回】

時間 14時～15時30分(受付13時30分)／会場 市役所市民室／受講料 無料／申込方法 電話受付

固生涯学習課(9階)

☎(20)1559、FAX(20)1607

ストップ地球温暖化  
夏休み体験型環境学習

地球温暖化防止のために子どもたちが今できることを考

えてもらうため、「ストップ地球温暖化長生」と「茂原市」の共催で開催します。

①太陽光の力をつかおう(手作りソーラークッカーに挑戦)  
 ②自分の力をはかろう(パワー君で人力発電に挑戦)

①②共通日時・場所 8月18日(火)9時～11時30分、東郷福祉センター、8月19日(水)9時～11時30分、五郷福祉センター／対象 小学4・5・6年生／定員 20人(先着順)

費用 無料／申込み方法 電話受付(前日まで)  
 固環境保全課(6階)  
 ☎(20)1504、FAX(20)1604

自衛官を募集しています

募集種目 ①航空学生(パイロット) ②一般曹候補生 ③自衛官候補生／応募資格 ①高卒(見込含) 21歳未満 ②18歳以上27歳未満 ③平成28年3月高等学校等卒業予定者、18歳以上27歳未満の男女／受付期間、試験期日および合格発表 要問合せ／入(校)隊 平成28年3月下旬～4月上旬  
 固自衛隊茂原地域事務所  
 ☎(25)0452



## 今月の納期

- 市県民税（第2期）
- 国民健康保険税（第2期）

■納期限は、**8月31日**（月）

※納税には便利な口座振替をご利用ください。  
※コンビニエンスストアでも納付できます。

お問い合わせは、収税課（2階）  
☎(20) 1578、FAX(20) 1609へ。

## 介護保険の保険証を交付

満65歳になる方（昭和25年8月2日～昭和25年9月1日生）は、第1号被保険者の資格取得となります。8月15日頃までに保険証（被保険者証）を郵送します。

お問い合わせは、高齢者支援課（2階）  
☎(20) 1572、FAX(20) 1610へ。

## 満75歳の誕生日から後期高齢者医療の対象に

満75歳になる方（昭和15年9月2日～昭和15年10月1日生）は、現在加入の健康保険を脱退し、誕生日当日から後期高齢者医療制度に加入することとなります。

今月末までに保険証（被保険者証）を郵送します。  
お問い合わせは、国保年金課（2階）☎(20) 1503、FAX(20) 1600へ。

## 相 談 日

市

■市民相談	執務時間内／場所・問合せ＝生活課(2階) ☎(20) 1505
■結婚相談(登録制)	執務時間内／場所・問合せ＝生活課(2階) ☎(20) 1505
■無料法律相談 (予約制・民事)	8月13日(☎) 13時～15時／場所＝市役所5階505会議室、 8月25日(☎) 13時～15時／場所＝市役所5階505会議室／問合せ＝生活課(2階) ☎(20) 1505
■交通事故相談 (予約不要)	8月28日(☎) 10時～15時／場所＝市役所5階505会議室／問合せ＝生活課(2階) ☎(20) 1505
■人権・行政相談	8月11日(☎) 13時～16時／場所＝市役所5階505会議室、 8月27日(☎) 13時～16時／場所＝本納公民館／問合せ＝生活課(2階) ☎(20) 1505
■消費生活相談	月～金曜日 9時30分～16時(12時～13時までを除く)／場所・問合せ＝市消費生活センター(生活課内) ☎(20) 1101
■歯科相談・栄養相談	(要電話予約)8月3日(☎)、9月7日(☎) 10時～12時、13時～16時／場所・問合せ＝保健センター☎(25) 1725
■6か月乳児相談	8月27日(☎)(平成27年2月生)／受付＝9時30分～10時、13時30分～14時／場所・問合せ＝保健センター☎(25) 1725
■1歳6か月児健康診査	8月18日(☎)(平成26年2月生)／受付＝13時～13時20分／場所・問合せ＝保健センター☎(25) 1725
■2歳児歯科健康診査	8月20日(☎)(平成25年2月生・3月生)／受付9時～10時10分／場所・問合せ＝保健センター☎(25) 1725
■3歳児健康診査	8月19日(☎)(平成24年2月生)／受付＝13時～13時20分／場所・問合せ＝保健センター☎(25) 1725
■健康相談	月～金曜日 10時～12時、13時～16時／場所・問合せ＝保健センター☎(25) 1725
■子育て相談・ ことばの相談 (予約制)	①子育て相談(要予約)8月7日、21日(☎)10時30分～16時30分／内容＝子育て、発育、発達に関すること ／対象＝就学前までの親子／場所＝保健センター☎(25) 1725／問合せ＝子育て支援課☎(20) 1573
■家庭児童相談 母子相談	執務時間内／内容＝子育て、児童虐待、家庭問題、DV問題など／場所・問合せ＝子育て家庭相談室(2階) ☎(23) 5500
■保育相談	月～金曜日 10時～15時／場所・問合せ＝各市立保育所または子育て支援課(2階) ☎(20) 1573
■心配ごと相談	毎週水曜日 9時～15時／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会☎(23) 1969
■無料法律相談	8月26日(☎) 13時～16時(要電話予約)／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会☎(23) 1969
■ボランティア相談	執務時間内／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会☎(23) 1969
■健康相談	月～金曜日 10時～12時、13時～16時(行事の都合により、閉室の場合あり)／場所・問合せ＝総合市民センター☎(24) 9511
■家庭教育相談	毎週月・火・水・木曜日 9時～17時(火曜日のみ9時～12時)／場所・問合せ＝生涯学習課(9階) ☎(20) 1559
■少年相談	執務時間内／場所・問合せ＝青少年指導センター☎(22) 4466
■高齢者総合相談	執務時間内／場所・問合せ＝茂原市地域包括支援センター☎(20) 1583、茂原市みなみ地域包括支援センター☎(20) 2626、茂原市ほんのう地域包括支援センター☎(36) 2123、茂原市ちゅうおう地域包括支援センター☎(26) 7525

県

■無料法律相談	千葉県では無料法律相談を実施しています。／問合せ＝県総合企画部報道広報課広聴室☎043(223) 2249
■県民相談	執務時間内／場所・問合せ＝長生地域振興事務所地域振興課☎(25) 7830
■教育相談	執務時間内／場所・問合せ＝東上総教育事務所相談室☎(23) 4460
■長生健康福祉 センター	不妊相談、こころの健康相談、精神障害者社会復帰事業(デイケアクラブ)、エイズ相談、HIV等抗体検査、 性感染症検査、肝炎ウイルス検査、骨髄バンクドナー登録受付、腸内細菌検査(検便)、家庭児童相談、 母子父子自立支援などを行っています。／場所・問合せ＝長生健康福祉センター(長生保健所) ☎(22) 5167※太字は予約制 DV相談(来所相談は予約制) 専用電話☎(22) 5565 障害のある人への差別に関する相談 専用電話☎(26) 1510

●内容についてのお問い合わせは直接各代表者へ。  
●掲載についてのお問い合わせは、  
秘書広報課(3階) ☎201512、☎201600へ。  
●10月1日号掲載の原稿の締め切りは8月25日(火)です。

名 称	曜 日	時 間	内 容	場 所	連 絡 先
① 新舞みや美之会	毎週日曜日	13時～16時	新舞踊/対象=一般(初心者歓迎)/費用=月2,500円	鶴枝公民館	☎090-2737-3992 宮下
② オーストラリア高校生 受入れホストファミリー募集	ホームステイ期間9月23日(※)～30日(※)7泊8日/1家庭1名希望/平日は学校体験や週末をご家庭にお任せします/ホームステイ中の滞在費(1万円)をお支払いします			日本文化体験、週末国際青少年研修協会高田	☎03-6417-9721 国際青少年研修協会高田
③ カラオケかなりや会	①第1・2火曜日 ②第3・4火曜日	①9時～12時 ②13時～17時	元気で楽しく、大きな声を出して歌の練習をします/対象=一般/費用=月1,500円(入会金1,000円)	東部台文化会館	☎090-6167-3357 清水
④ 茂原中国語学習会	日曜日(月3回)	13時～15時(初級) 15時～17時(中級)	中国語と中国文化の学習/対象=中学生以上/費用=一般3,000円/月、学生1,000円/月※各級両方でも同額	総合市民センター	☎080-1007-7610 丸
⑤ クレーンクラブ (ダンスサークル)	第1・2・3 水曜日	18時50分～ 20時50分	社交ダンス/対象=一般(初心者歓迎)/費用=月3,000円	総合市民センター (10月から東郷福祉センター)	☎25-6112 福川
⑥ イトエ英会話	第2・4火曜日	9時30分～ 11時30分	楽しく英会話の学習/対象=一般(初心者大歓迎)/費用=3ヵ月5,000円	中央公民館	☎22-1307 足立
⑦ よさこい鳴子踊り チーム夢人～むじん～	毎週日曜日	16時～20時	一緒によさこいを踊ってみませんか/対象=一般(性別・年齢不問)/費用=月3,000円	東部小学校	☎090-4742-5293 丸
⑧ 気功サークル	毎週木曜日	13時～16時	ゆるやかに動きながら、全身に気をめぐらせ、丹田を強化して、健康で元気になる/対象=一般/費用=月3,000円	中央公民館	☎090-4964-2054 岩瀬
⑨ 彩霞ヨガ会	第2・3・4 火曜日	11時30分～13時	積極的に体を動かし、健康な体と美しい心を磨くことを目的とするアシュタンガヨガです/対象=一般/費用=月2,500円	東部台文化会館	☎080-5004-8929 飯塚
⑩ 第64回茂原市文化祭「音楽の広場」出演者募集			音楽の広場で日頃の練習の成果を披露しませんか?管・弦楽器、ピアノ、マリンバ、ハーモニカ、マンドリン等どんな楽器でもOK。独唱やコーラスも/出演日=11月7日(土)/場所=東部台文化会館/出演・参加・入場=無料/応募期限=8月30日(日)		☎23-5986 茂原市音楽協会 館

① 坐禅会・写経会	毎月土曜日	15時～17時まで	姿勢を調べ、呼吸を調べ、心を調える。坐禅・法話・作務など/対象=一般/費用=200円(抹茶・お菓子代含む)	山岡鉄舟ゆかりの 禅道場 臥龍山 両忘禅庵	☎34-2355
② ボランティア菜の花会	8月1日(土)	13時30分～ 15時30分	ベトボルカカー作り/対象=一般/費用=無料/持ち物=26cm×26cm程度のハンカチタオル・裁縫道具	総合市民センター	☎23-8958 二見
③ 骨董がらくた市と フリーマーケット	8月1日(土)・ 15日(土)	8時～13時	1日=仁王門を中心に参道にて開催、15日=大駐車場にて開催	藻原寺前	☎090-4950-6193 小曾根
④ 独立型太陽光発電体験 学習会	8月8日(土)	13時～16時30分	①オフグリッドとは?②体験ワークショップ等/講師=早川寿保氏/対象=小学生以上/定員=25人/費用=大人3,000円、夫婦5,000円、高校生以下無料	豊岡福祉センター	☎34-8699 吉野
⑤ 夏の星座観察	8月8日(土) (雨天時室内)	18時30分～20時	夏の大三角形など夏の夜空の星座観測をしましょう/対象=小学生以下は保護者同伴/定員=20人/費用=無料		☎0470-86-5251 千葉県いすみ環境 と文化のさとセン ター
⑥ ミニプログラム・スペシャ ルウィーク「さとの夏遊び」	8月8日(土)～ 13日(金)	要問合せ	ガサガサ(水辺の生き物採り)、水てっぽう等、さとの夏遊びをしよう/対象=小学生以下は保護者同伴/費用=無料		
⑦ トンボの沼のトンボを 見に行こう	8月23日(日) (雨天中止)	9時～11時30分	チョウのように飛ぶチョウトンボなどを探しに行こう/対象=小学生以下は保護者同伴/定員=20人/費用=無料/持ち物=虫捕り網、飲物、帽子		
⑧ 第2回子ども自然教室 「夜の昆虫ウォッチング」	8月8日(土) (雨天中止、態 度決定15時)	18時～20時30分 (受付17時30分～)	茂原公園の夜の昆虫を観察、蟬の羽化や色々な生物の夜の活動を観察/対象=4歳～大人(小学2年生まで保護者同伴)/費用=500円(4歳～中学生)、保護者100円/持ち物=要問合せ	茂原公園	☎090-3500-6729 茂原自然大好きク ラブ 浅田
⑨ 第6回 「アート・クラフト縁日」	8月15日(土)・ 16日(日)	9時30分～16時	自然豊かな「かずさアカデミアホール」で木工や陶芸などのクラフト体験/対象=幼児～小学生、ファミリー/入場料=無料(各ブースでの体験料は別途)	かずさアカデミア ホール	☎0438-20-5555 かずさアカデミアホール
⑩ 第6回ランタンパレード	8月16日(日)	16時～(制作) 18時～(パレード)	子どもたちとランタンを作り、灯をともし歩道を歩きランタンの幻想的な明りを親子で楽しむ/定員=300人/費用=無料	ロングウッドステ ーション	☎0475-30-7788 ロングウッドステ ーション
⑪ 行政書士による無料相 談会	8月23日(日)	10時～16時	相続手続、遺言書作成、成年後見制度ほか、気軽に相談ください/対象=一般(予約不要)/費用=無料	総合市民センター	☎0475-44-4622 千葉県行政書士会 長夷支部 二階堂
⑫ 1日手話体験教室	8月23日(日)	13時～17時	手話体験教室「手話であいさつをしてみよう」/対象=小学4年生以上/定員=20人/費用=無料/持ち物=筆記用具	総合市民センター	☎23-1969 茂原市社会福祉協 議会
⑬ 中学生のための進学 フェア	8月29日(土)	10時～15時	中学生と保護者を対象に各校の特色や入試情報について個別相談会を行います(参加高校は要問合せ)/入場=無料/予約不要	総合市民センター	☎22-3378 千葉県立長生高等 学校 宮崎
⑭ TOTO茂原夏祭り	8月29日(土)	17時30分～ 20時30分	ヒーロー、アイドル等のショーイベント、花火、福引抽選会、各露店/入場=無料	茂原工業団地内 TOTOハイリビ ング駐車場	☎34-3555 TOTOハイリビ ング(株) 総務課
⑮ 第456回労災職業病 なんでも相談会	8月29日(土)	13時～16時	弁護士、労働安全衛生管理者、ソーシャルワーカー等による相談会/費用=無料/その他=予約不要・当日受付	船橋市勤労市民 センター	☎043-225-4567 千葉中央法律事務所
⑯ 未就業歯科衛生士、復 職支援研修会	8月30日(日)、 9月6日(日)	9時30分～17時	対象=歯科衛生士資格を有する未就業の方/費用=無料/定員=40人(先着順)	千葉県歯科医師会館 (千葉市美浜区新港32-17)	☎043-241-6471 千葉県歯科医師会
⑰ おいしさ体験! 園芸講座	9月4日、11日、25日、10月9日、16日、23日、11月6日、20日、27日、12月4日/キャベツやダイコンなど野菜の生育にあわせて栽培実習/対象=一般人(初心者用)/定員=10人/費用=2,000円/申込締切=8月20日(金)/申込方法=要問合せ			千葉県立茂原樟 陽高校	☎22-3315 茂原樟陽高校 狩野
⑱ 桂米助氏講演会	9月5日(土)	14時30分～ (14時開場)	「笑いのある人生」/対象=一般/入場料=無料/定員=700人(申込順)/申込・問合せ=房総信用組合本店窓口	茂原市市民会館	☎22-5111 房総信用組合
⑲ 東日本大震災復興支援の ためのチャリティーコンサ ート「ヴォーチェ・ダンジェリ」	9月6日(日)	14時開演 (13時30分開場)	モーツァルト作曲「アヴェ・ヴェルム・コルプス」・高田三郎作曲女性合唱組曲「水のいのち」他/費用=1,000円(全席自由)	東部台文化会館	☎34-1421 眞鍋
⑳ 紅茶教室	9月～28日全6回(9/7、10/5、11/9、12/7、1/18、2/8)9時30分～12時30分/紅茶の正しい知識といれ方を学ぶ(お菓子も作ります)/費用=5,000円(初回に集合)/対象=一般(市内在住者)/定員=14人(申込多数の場合は抽選)/申込期間=8月3日(日)～21日(金)/申込先=中央公民館窓口(電話・FAX不可)			中央公民館	☎22-5072 中央公民館
㉑ JA介護員初任者研修会 (旧ホームヘルパー2級)	平成27年10月11日(日)～平成28年2月7日(日)/講義・実技演習・施設実習など17.5日間/受講料=62,000円/申込締切=9月25日(金)			JA山武郡市本所 他	☎20-1888 JA長生 生活購買部福祉センター

会員募集・イベントコーナーの原稿についてのお願

- 会員募集・イベントとも内容を簡潔にご記入ください。 ●連絡先は、日中連絡のとれる電話番号をご記載ください。
  - 会員募集は、公平性の観点から1団体年間2回以内の掲載とします。 ●原稿依頼は楷書体など読みやすい文字でお願いします。
  - イベントコーナーは広く市民に参加を呼びかけるものです。主催者の会員が主に参加者となるイベントは掲載をご遠慮ください。
- ★会員募集・イベントの転載については、主催者等に確認をお願いします。

会 員 募 集

イ ベ ン ト



# 強引な電話勧誘に注意!

No.169

知らない事業者から突然電話で「債権を限られた人にだけ販売」「光回線が安くなる」など、言葉巧みに契約を勧められ承諾してしまい、トラブルになるケースが多数寄せられています。

## 〈事例1〉劇場型勧誘

大手証券会社を名乗り「お住まいの地域に新薬を開発する会社が設立される。高齢社会で確実に成長する企業です。地域限定で優先的に債権を紹介しています」との案内電話があった。

数日後に再び電話があり「債権は残りわずか、お金は

足りない  
ので名義  
を貸して  
欲しい」と言われた。その後、



再び電話があり「〇〇さん名義で500万円の債権を購入した。お金を振り込むように」と言われ、断ると「名義貸しは違法。支払わなければ法律違反」と強い口調で言われ怖くなった。

## 消費生活センターより

名義を貸していなくても「あなたの名前で債権を購入した」と強く言われ、さまざまなお実で金銭を要求されます。一度払ってしまうと取り戻しは困難です。不安に感じても絶対に払ってはいけません。

## 〈事例2〉光回線（電話・インターネット）

大手通信会社の特約店を名乗り「〇〇光に変更すると料金が安くなる」と電話勧誘があり、今より安くなるならと承諾した。

後日、申込書兼契約書が送

られてきて口頭で手続きが完了していることがわかり、問い合わせると「遠隔操作」で変更したと言われた。このような方法に問題はないのか。

## 消費生活センターより

「安くなる」ことのみを強調され、内容を理解しないまま契約してしまい、書面が来て初めて内容を知り、解約を申し出ると解約料を請求されたとの相談が多くあります。契約は口頭でも成立し、通信契約にはクーリング・オフ制度はありません。契約内容を理解して契約しましょう。

## 被害にあわないために

勧誘されても必要なければはっきり断りましょう。  
・電話勧誘されても、その場で「契約」しない。  
・自分で調べたり、周りの人に相談する。

・業者名や連絡先を確認する。

おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに相談しましょう。

お問い合わせは、消費生活センター（2階）

☎(20)1101、FAX(20)1600へ。

# 文芸コーナー

## 短歌

いつときの涼をまたらす打ち水に

芝生の中の虫さえ踊る 時女 礼子

住む人の無き家の庭夏草は

繁りに繁る中に紫陽花 山本 明美

スイカズラ匂いほのかに流れきて

午後後の疲れをさらっていった 金網 あき子

ロヒンギヤは国籍も無く飢えて居り日本では

暴食称える狂気のテレビ 菊地 ミトリ

## 川柳

向日葵と逆回りする昼日中 木内 富美子

シュレツダー疑心暗鬼をチャラにする 福田 研治

身の丈の余生へ孫の応援歌 藤橋 由裕

年金の目減り自然なダイエット 道譯 賢一

鑑定的心模様を見る家宝 大野 登志子

敬う師居てお手本にして安堵 河野 美津子

歳のせいも性格もカサカサよ 石川 青子

喜寿の父ピーマンだけは残してる 横田 清



●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。  
●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。  
※俳句、短歌、川柳の原稿送付先  
〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。

# いきいき 仲間たち

## 第62回 関東高等学校 剣道大会千葉県予選会 男子団体戦 初優勝!



### ▲初優勝を成し遂げた長生高校剣道部

今年5月、関東高等学校剣道大会千葉県予選会の男子団体戦で、県内113校の頂点に立ち、関東大会出場を掴んだ長生高等学校剣道部の皆さん。昨年の同大会では3回戦で敗退。その悔しい思いを胸に、部員一丸となってさらなる努力を重ねてきました。

3年生で主将の宇野政志さん、部員の石渡匠さんは、今回の結果に「素直に嬉しいです！練習は本当に苦しく、体力的にも辛い毎日でしたが、続けてきて良かったです」と、達成感のある表情で喜びを語りました。日頃から、どうしたら実力がつくのか、どうしたら勝てるのか、「考える剣道」をモットーに練習してきたその習慣が、今大会も、長生高校をノーシードから優勝へと導きました。

また、「剣道は長生高校に入学してから始め

た初心者でした」と話す副主将の野口雄斗さんは、「剣道を通して尊敬できる先輩方に出会い、人とのつながりも増えた」と、3年間を振り返りました。

今シーズン、6月に行われた関東大会では、予選リーグ敗退となりましたが、その後の千葉県高等学校総合体育大会剣道大会では、県内56校中、見事3位を収め、実力を証明しました。

剣道部を引退した3人に、後輩に対する想いを伺うと、「今回の優勝は気にせず、結果に繋がるまでの正しい努力の仕方や、勝つ喜び、負ける苦しさなどを学んで成長してほしい」と、話しました。先輩からのエールを力に変え、新チームとなった長生高校剣道部の闘いは続きます。

### 長生高等学校 剣道部

防災・防犯に関する情報を携帯電話にメールで配信

**もばら  
安全安心メールを  
ご利用ください**

登録

◆パソコンやスマートフォンからは、  
「茂原市公式サイト」→

「もばら安全安心メール」

◆スマートフォン以外の携帯電話からは、  
右のQRコード



夜間の  
急病は

- 長生都市夜間急病診療所 20時～23時  
内科・小児科（初期診療） ☎(24) 1010
- テレフォン案内  
（19時～23時 長生都市夜間急病診療所のご案内）  
（23時～翌6時 救急当番病院（内科・外科）のご案内）  
☎(24) 1011



- 防災行政無線が フリーアクセス しみんは 1 1 9  
再確認できます 0 1 2 0 (438) 1 1 9
  - 携帯電話、PHSからは ☎0475(22)7290
- 火災のお問い合わせは  
広域消防本部テレフォンサービス ☎(25) 4411



テレフォンガイドもばら ☎(20) 1616  
ご希望の情報サービスコードをダイヤルしてください。  
※茂原市公式サイトから確認できます。

### 日曜・休日当番医 ※診療時間は9時～17時です

	《内科系》	《外科系》
8月2日①	茂原中央病院 ☎24-1191	宍倉病院 ☎24-2171
8月9日①	すだ内科医院 ☎24-7717	鎗田整形外科医院 ☎24-8686

※都合により、変更する場合があります。救急患者の方が優先となります。  
中央消防署指揮情報係 ☎24-0119、FAX 25-8448へお問い合わせください。

### こども急病電話相談 実施：千葉県

お子さんの急な病気で心配なとき、看護師・小児科医が電話でアドバイスします。

# 8 0 0 0

（プッシュ回線・携帯電話）

☎043(242) 9939

（ダイヤル回線）

相談日時 毎日  
19時～22時